

保護者様

令和 年 月 日

新潟県立東新潟特別支援学校長

出席(登校)停止について(通知)

お子さんが現在かかっていると思われる疾病は、学校保健安全法により他の児童生徒にうつるおそれのある期間は出席(登校)できません。

必ず医師の診断及び治療を受け、下記の「感染症診断通知書」を持たせて出席(登校)させてください。なお、出席(登校)停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※ 病(医)院によっては、下記の「感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきください。

注：○印は、かかっていると思われる病気

感染症名(抜粋)	出席停止(登校基準)
百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了した後。
麻疹	解熱後3日経過した後
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となった後。
風疹	発疹の消失後。
水痘	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)した後。
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失して2日経過後。
その他(上記以外の感染症を記入)	

専門医様

- 現在かかっている疾病が治癒し、又は他の児童生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者又は児童生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の通知書により学校までお知らせくださいますようお願いいたします。

きりとりせん

感染症診断通知書

学年・組及び氏名	年 組 氏名
----------	--------

病名 \_\_\_\_\_ 診断日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の児童生徒の疾病は治癒し、又は他の児童生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

出席(登校)してもよいと認められる日	月 _____ 日から
--------------------	-------------

病(医)院名又は  
医師氏名 \_\_\_\_\_